

(参考)

青市教委指第421号

平成27年8月17日

各小・中学校長 様

青森市教育委員会

教育長 月永 良彦

(公印省略)

いじめ防止対策推進法に基づく組織的対応及び児童生徒の
自殺予防について (通知)

いじめ問題に係る対応については、平成27年7月9日付け青市教委指第346号にて通知しているところですが、この度、標記の件について、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から青森県教育委員会教育長を通して通知がありました。

については、各校において、改めて、別添写し(平成27年8月4日付け27初児生第20号)の内容について適切な対応をお願いします。

なお、下記の点について、特に御留意ください。

記

1 法に基づく組織的な対応に係る点検について

以下の3点について、検討及び点検を行うとともに、これらの点検の結果を踏まえ、必要に応じて、学校いじめ防止基本方針を見直す等の措置を講ずること。

- ①学校いじめ防止基本方針が法及び国や県、市の基本方針を適切に踏まえたものとなっているか
- ②学校いじめ防止基本方針に沿った対応ができているか
- ③学校いじめ防止基本方針に記載がなくても取り組む必要があると考えられる事項として別添文部科学省通知に示された9項目について取組がなされているか

※検討及び点検を行い、必要に応じて見直しを図った学校いじめ防止基本方針について、指導課あてに一部提出くださるようお願いします。【提出期限：平成27年8月31日(月)】

2 児童生徒の自殺予防について

長期休業明けの時期(8月下旬から9月上旬等)は、児童生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすく、特に自殺が急増する傾向にあることから、組織的に対応する体制を整え、児童生徒への見守りを強化するなどして重点的に対応すること。

※長期休業中に児童生徒の安否が不明である等の情報を得た場合には、速やかに指導課あてに報告くださるようお願いします。

担当 青森市教育委員会事務局指導課

指導チーム

指導主事 大友 啓文

TEL 017-761-4815